

現地観測結果 [騒音]

現況の騒音の状況を把握するために連絡路等の可能性がある地域、既存道路の影響があると考えられる地域で観測を実施しました。

[騒音] 観測結果

観測期間 平日：平成 16 年 11 月 24 日(水) 22 時～11 月 25 日(木) 22 時 (連続測定)
 休日：平成 16 年 11 月 20 日(土) 22 時～11 月 21 日(日) 22 時

エリア	地点	地域の区分 (区域の区分)	車線	時間区分	騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準 達成状況		要請限度 達成状況	
					平日	休日	平日	休日	平日	休日
狛江 世田谷 周辺	喜多見3丁目	A(a)	-	昼間 57 夜間 53	54 50	x	x	-	-	
	大蔵5丁目	A(a)	-	昼間 58 夜間 49	54 50	x	x	-	-	
	喜多見7丁目	A(a)	-	昼間 53 夜間 48	51 47	x	x	-	-	
	大蔵6丁目(東名高速)	A(a)	6	昼間 61 夜間 59	59 58	x	x	-	-	
	成城3丁目(世田谷通り)	B(b)	2	昼間 71 夜間 70	71 70	x	x	-	-	
	喜多見3丁目(多摩堤通り)	A(a)	2	昼間 69 夜間 63	68 64			-	-	
三鷹 布 周辺	若葉町1丁目	A(a)	-	昼間 59 夜間 54	58 51	x	x	-	-	
	中原1丁目	A(a)	-	昼間 50 夜間 44	50 41			-	-	
	北野4丁目	A(a)	-	昼間 57 夜間 52	54 51	x	x	-	-	
	北野1丁目	A(a)	-	昼間 58 夜間 51	54 50	x	x	-	-	
	北野2丁目	A(a)	-	昼間 54 夜間 45	52 43			-	-	
	牟礼1丁目	A(a)	-	昼間 50 夜間 44	48 41			-	-	
	北野4丁目	A(a)	-	昼間 59 夜間 55	58 53	x	x	-	-	
	新川1丁目	A(a)	-	昼間 59 夜間 53	58 51	x	x	-	-	
	北野3丁目	A(a)	-	昼間 60 夜間 49	57 50	x	x	-	-	
	北野4丁目(中央道)	A(a)	4	昼間 57 夜間 53	57 53			-	-	
	新川4丁目(中央道(三鷹料金所))	A(a)	4	昼間 59 夜間 55	58 54			-	-	
	西つつじヶ丘3丁目(甲州街道)	C(c)	4	昼間 71 夜間 70	71 71	x	x		x	
	牟礼2丁目(東八道路)	A(a)	2	昼間 70 夜間 67	69 66	x	x			
	北野4丁目(吉祥寺通り)	A(a)	2	昼間 70 夜間 69	69 66	x	x			
	牟礼1丁目(下本宿通り)	A(a)	2	昼間 71 夜間 69	71 67	x	x	x	x	
	新川2丁目(天神山通り)	A(a)	2	昼間 64 夜間 61	64 60	x	x			
	練馬南 杉並 武蔵野 周辺	善福寺3丁目	A(a)	-	昼間 60 夜間 53	58 52	x	x	-	-
善福寺4丁目		A(a)	-	昼間 61 夜間 51	57 51	x	x	-	-	
関町南1丁目		A(a)	-	昼間 53 夜間 47	53 46			-	-	
上井草4丁目(青梅街道)		C(c)	4	昼間 73 夜間 70	73 71	x	x		x	
練馬北 周辺	東大泉2丁目	A(a)	-	昼間 58 夜間 53	56 51	x	x	-	-	
	東大泉2丁目	A(a)	-	昼間 56 夜間 50	55 48	x	x	-	-	
	大泉町4丁目	A(a)	-	昼間 61 夜間 53	60 50	x	x	-	-	
	大泉町5丁目(関越道)	A(a)	6	昼間 57 夜間 51	54 50			-	-	
	大泉町4丁目(外環埼玉区間)	A(a)	4	昼間 63 夜間 58	62 57			-	-	
	東大泉2丁目(目白通り)	B(b)	4	昼間 70 夜間 67	69 67	x	x			

地域の区分(区域の区分)は、「騒音に係る騒音基準の地域の類型指定」(平成 11 年 3 月 10 日 東京都告示第 259 号)に基づいています。

- 観測日ごとの値は、1日(24時間)の時間別観測値を平均して算出した値です。
- 下記の地点は、調査日に道路工事が行われていた等のため観測期間を変更しました。
 新川2丁目、牟礼1丁目 : 平日観測 平成 16 年 12 月 8 日(水)22 時～12 月 9 日(木)22 時
 若葉町1丁目、新川1丁目、新川4丁目 : 休日観測 平成 16 年 11 月 27 日(土)22 時～11 月 28 日(日)22 時
- 「環境基本法」第 16 条に基づく騒音に係る環境基準は、表 1 に示すとおりです。
- 「騒音規制法」第 17 条に基づく自動車騒音の要請限度は、表 2 に示すとおりです。
- 観測結果の要請限度達成状況で、「-」がついている箇所は、道路に面している箇所あるいは、道路に近接している箇所でないため、対象外となります。

表1 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

(単位:デシベル)

地域の類型	当てはまる地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50 以下	40 以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業施設 商業施設 準工業地域 工業地域	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

- 注1) 地域の類型は以下のとおり
- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域
 - A : 専ら住居の用に供される地域
 - B : 主として住居の用に供される地域
 - C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上記にかかわらず特例として次表のとおり(単位:デシベル)
- | 基準値 | |
|------------|------------|
| 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
| 70 以下 | 65 以下 |
- 注2) 幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)
- 注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間: 次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定
- 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20メートル
- (平成 10 年 9 月 30 日 環大企第 257 号 環境庁 大気保全局長通知)
- 資料 : 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型指定」(平成 11 年 3 月 10 日 東京都告示第 259 号)

表2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	当てはまる地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65 以下	55 以下
		2車線以上	70 以下	65 以下
		近接区域	75 以下	70 以下
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65 以下	55 以下
		2車線以上 近接区域	75 以下	70 以下
c区域	近隣商業施設 商業施設 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75 以下	70 以下

- 注1) 区域の区分は以下のとおり
- a : 専ら住居の用に供される地域
 - b : 主として住居の用に供される地域
 - c : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 注2) 近接区域: 幹線交通を担う道路に近接する区域
- 注3) 幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道
- 注4) 近接する区域: 車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲
- 資料 : 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)
 「騒音規制法第17条第2項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等」
 (平成 12 年 3 月 15 日 東京都告示第 279 号)